

岐阜県公報

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 一一七

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(収用委員会) 一一七

公 示

平成二十六年技能検定(前期及び随時)の実施

(産業技術課) 一一八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一一三

土地改良区の定款の変更認可

(中濃農林事務所) 一一三

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(運転免許課) 一一三

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(同) 一一四

岐阜県収用委員会の審理の開始

(収用委員会) 一一六

告 示

岐阜県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字牧字中ノ川原一四〇番一地区から同郡同村大字牧字同一六番三三三地区まで	七・五 一四・二	三六・〇 三六・〇	
			別前変更後		
			後		

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる(ときは翌日)

平成二十六年三月四日

裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十六年三月四日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

関市

二 事業の種類

関都市計画道路事業三・五・二十四号坂田関線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県関市池尻字野畑

地 番	地 目		積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
一 二 三 番 三	田	田	九 五 〇	九 七 〇	二 一 七 〇 〇

(注) 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて

縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
今瀬 和如	岐阜県関市東田原五七六番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
株式会社丸一不動産コンサルタント	岐阜県関市春里町二丁目三番二号	所有権移転請求権仮登記権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十六年二月二十日

公 示

平成二十六年年度技能検定(前期及び随時)の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定により平成二十六年年度技能検定(前期及び随時)を次のとおり実施します。職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十六年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期実施する検定職種(作業)及び等級区分

1 一級及び二級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンター作業及び精密器具製作作業)、放電加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業及び打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産

業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及び家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、製菓作（製菓作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシナーカー工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

三 随時実施する検定職種及び等級区分

1 随時三級、基礎一級及び基礎二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業）、冷凍空調調和機器施工（冷凍空調調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

2 随時三級

機械加工（普通旋盤作業）

3 基礎一級及び基礎二級

機械加工（旋盤作業）

注 随時実施の三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができるものとします。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成二十六年六月四日（水）から平成二十六年九月九日（火）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成二十六年七月二十日（日）に実施する職種
三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ及びフラワー装飾

(2) 平成二十六年八月二十四日（日）に実施する職種

ア 一級、二級及び三級
金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

ウ 単一等級

製麺及び産業洗浄

(3) 平成二十六年八月三十一日（日）に実施する職種

ア 一級及び二級

機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ

(4) 平成二十六年九月三日（水）に実施する職種

ア 一級、二級及び三級

写真

(5) 平成二十六年九月七日（日）に実施する職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工及び塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成二十六年四月一日（火）から平成二十七年三月三十一日（火）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛送付します（ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。）。

前期試験の問題の公表は、平成二十六年五月二十八日（水）から行います。

八 受検申請の手續

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 四に定める手数料
2 提出先

〒五〇二〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三三 四七七七）

3 受付期間

- (一) 前期
平成二十六年四月七日（月）から平成二十六年四月十八日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。
なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。
- (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。
- (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。
なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。
- (五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- (六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十六年七月二十日（日）に学科試験を

施する職種に関しては平成二十六年八月二十二日（金）、その他の職種に関しては平成二十六年十月三日（金）付けで岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十六年七月二十日（日）に学科試験を実施する職種に関しては平成二十六年八月二十二日（金）、その他の職種に関しては平成二十六年十月三日（金）付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認

十一 その他
できる書類のうちいずれか一つ

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二
一一一 内線三三三四）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二三三三 四七
七七）までお問い合わせください。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第九 三号の一七 平成二五・八・二九 （同岐西建築第一〇〇 号の三八 同二六・一・三一	羽島市正木町須賀字明城寺二五八一番 一	道路	開発登録簿 による	岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘
同岐西建築第九二号の七 同 二五・一一・六	羽島郡笠松町円城寺字西栗屋七八四番 番	道路	同	羽島郡笠松町円城寺一五五九番地 岩 田 進 市
同西建築第五〇号の二 同 二〇・八・一 （同岐西建築第一〇〇 号の三一 同二五・一一・二六	安八郡神戸町大字末守字金が原四四五 番	道路	同	安八郡神戸町大字神戸一三一一番地 神戸町土地開発公社 理事長 宮 島 将 幸
同中建築第五五号の二二 同 二五・六・二八 （同中建築第六三三号の 四 同二五・一一・五	美濃加茂市下米田町西脇字東坪之内一 四〇〇番、一四〇一番一、一四〇五番 一及び一三九七番の一部	道路、公園 下水道	同	下呂市金山町金山三二五六番地の一 有限会社 サンワ開発 代表取締役 長谷川 康

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 東 部 土 地 改 良 区	平 成 二 六 ・ 二 ・ 二 一

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づき技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十六年三月四日

岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審 査 の 種 類	期 日	場 所
大型自動車免許に係る 技能検定員審査（大型）	平成二十六年九月十一日 同 年同月二十五日 同 年十一月六日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課
中型自動車免許に係る 技能検定員審査（中型）	平成二十六年九月八日 同 年同月十七日 同 年同月二十二日 同 年同月二十九日 同 年十月二十七日 同 年同月三十日 同 年十一月十日	
普通自動車免許に係る 技能検定員審査（普通）	平成二十六年七月一日及び 同月二日	

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項
1 申請に必要な書類
ア 審査申請書

大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査（大特）	同 年八月七日 平成二十六年九月十日 同 年同月二十四日 同 年十月六日 同 年十一月五日
普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査（普自二）	平成二十六年九月九日 同 年同月十六日 同 年同月三十日 同 年十月七日 同 年同月二十八日 同 年十一月四日
牽引免許に係る技能検定員審査（牽引）	平成二十六年九月十八日 同 年十月一日 同 年同月二十九日
大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（大型二種）	平成二十六年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同月十五日
中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（中型二種）	平成二十六年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同月十五日
普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査（普通二種）	平成二十六年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同月十五日

技能検定に関する知識	自動車に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車運転技能の評価方法に関する知識	自動車運転技能に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
審査項目	審査細目	審査方法等	
技能検定に関する知識	技能検定員として必要な自動車運転技能に関する知識	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。	

イ 住民票の写し
ウ 運転記録証明書
エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し
オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し
カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）
三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項
1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

技能検定に関する知識	自動車に関する知識	自動車運転技能に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車運転技能の評価方法に関する知識	自動車運転技能に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
審査項目	審査細目	審査方法等	
技能検定に関する知識	技能検定員として必要な自動車運転技能に関する知識	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。	

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

道路交通法に基づく教習指導員審査（大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施
道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則

(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。) 第十条第二項において準用する規則第一条の規定により公示する。

平成二十六年三月四日

岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期 日	場 所
大型自動車免許に係る 教習指導員審査(大型)	平成二十六年六月四日 同 年同月十八日 同 年七月二十三日	岐阜市三田洞東二丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課
中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)	平成二十六年五月十五日 同 年六月五日 同 年同月十二日 同 年同月十九日 同 年同月二十三日 同 年同月二十六日 同 年七月二十四日 同 年同月二十八日 同 年八月四日	
普通自動車免許に係る 教習指導員審査(普通)	平成二十六年七月十五日及 び同月十六日 同 年八月十一日	
大型特殊自動車免許に係る 教習指導員審査 (大特)	平成二十六年五月十二日 同 年六月二日 同 年同月九日 同 年同月十六日 同 年七月三十日	
普通自動二輪車免許に	平成二十六年五月十三日	

係る教習指導員審査
(普通二種)

牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)

大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(大型二種)

中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(中型二種)

普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(普通二種)

同 年六月三日
同 年同月十日
同 年同月十七日
同 年同月二十四日
同 年七月二十二日
同 年同月二十九日

平成二十六年五月十四日
同 年六月十一日
同 年同月二十五日
同 年七月三十一日

平成二十六年五月一日
同 年同月十五日
同 年十二月一日
同 年同 月十五日

平成二十六年五月一日
同 年同月十五日
同 年十二月一日
同 年同 月十五日

平成二十六年五月一日
同 年同月十五日
同 年十二月一日
同 年同 月十五日

二 教習指導員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 運転記録証明書
- エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し
- オ 第二種免許に係る審査については、規則第十五条第一項の表に規定する当該教習指導員資格者証の写し

力 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）

三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項

1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十六年三月四日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

一 起業者の名称

関市

二 事件名

関都市計画道路事業三・五・二十四号坂田関線

三 期日

平成二十六年三月二十日(木) 午前十時から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

平成二十六年三月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社